

# 平成29年度 第7回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成29年10月20日（金） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 職員会館第2中会議室

3. 出席者：

## 【委員】（13名）

|           |     |        |
|-----------|-----|--------|
| （会長）      | 1番  | 松本 俊治  |
| （会長職務代理者） | 2番  | 中務 幸雄  |
| （委員）      | 3番  | 高田 孝   |
|           | 4番  | 大前 有三  |
|           | 5番  | 二本松 義人 |
|           | 7番  | 石田 隆文  |
|           | 8番  | 木田 佳文  |
|           | 9番  | 松本 弥生  |
|           | 10番 | 光岡 大介  |
|           | 11番 | 茶谷 巖   |
|           | 12番 | 奥村 幸弘  |
|           | 13番 | 庄治 郁夫  |
|           | 14番 | 前田 豊   |

## 【事務局】

（係長） 銭田 広之 （主査） 吉田 順二 （副主査） 東 孝二 （産業部長） 部谷 昭治

4. 欠席者： 1名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

- 【議案第11号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件  
＜審議結果:承認＞
- 【報告第17号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第18号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第19号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、13名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただきますことにご異議ございませんか
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、7番石田委員と8番木田委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。
- 事務局 まず、議案第11号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 議長 議案第11号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。
- 【議案書朗読】
- 議長 生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者が死亡したことにより農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出をするにあたり、農業委員会に対し申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 奥村委員 奥村委員お願いします
- 議長 議案第11号番号1について説明します。添付の地図でもお解かりのとおり、樋ノ口町の申請農地につきましては、国道171号線上大市5交差点から東へ150メートルのところにあります。この農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 委員 (意見なし)
- 議長 無ければ、議案第11号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 ご異議がないようですので、議案第11号につきましては、証明書を交付することとします。
- 事務局 それではこれより報告案件に入ります。まず報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。
- 議長 報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。
- 【議案書朗読】
- 議長 農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。
- 議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員  
議長

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

**【議案書朗読】**

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長  
委員  
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第19号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第19号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

**【議案書朗読】**

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議長  
委員  
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)

(委員)

\_\_\_\_\_ (印)